

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	横浜ベルエポック美容専門学校
設置者名	学校法人 東京滋慶学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
衛生専門課程	美容師科	夜・通信	55 単位	3×2=6 単位	
文化・教養専門課程	ヘアメイク科	夜・通信	83 単位	3×2=6 単位	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

HPにて授業科目を公開。授業科目一覧の中で、教員の実務経験に関する欄がある。
掲載：<https://www.ybe.ac.jp/school/info/curriculum>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	横浜ベルエポック美容専門学校
設置者名	学校法人 東京滋慶学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

HPにて理事名簿を公開している。 https://www.tokyo-jikei.ac.jp/information

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	株式会社役員	令和5年5月29日 ～令和10年度の 定時評議会終結時 まで	適切な情報収集
非常勤	株式会社役員	令和5年5月29日 ～令和10年度の 定時評議会終結時 まで	財政体制の強化
(備考)			

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	横浜ベルエポック美容専門学校
設置者名	学校法人 東京滋慶学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 美容師科 (2 年制)、ヘアメイク科 (2 年制) 【作成について】 各授業科目の作成は次年度の学科教育内容の事業計画を立てたうえで、同分野姉妹校の実績を基に構築している。(2026 年度からは教育課程編成委員会を開催して業界のご意見を反映させる形でカリキュラムの構成、授業科目の設定を行う。) シラバスに関しては、科目名、授業時間数、担当教員名、授業の方法(講義、演習、実習の別)、授業の内容(授業科目の概要)、授業の計画(回数やスケジュール)、到達目標、成績評価の方法・基準を全科目共通で記載し、学内統一様式にて作成する。 【時期について】 毎年、7 月からカリキュラム構成検討を始め、9 月～10 月にかけてカリキュラムプレゼンを行い授業科目の決定をしている。ここで決定した授業科目については学生配信用の学生便覧に掲載し翌年 4 月に共有し、いつでも閲覧できるようにする。実際の授業シラバスの作成は、前期分を 12 月～2 月にかけて、後期分を 6 月～8 月にかけて各授業の担当講師が作成し学科長が確定する。作成したシラバスは、各学期が始まる前に Web で公開し学生がダウンロード、閲覧できるようにする。	
授業計画書の公表方法	HP へ掲載。 https://www.ybe.ac.jp/school/info/syllabus
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

学則にて成績評価の大枠について規定をしている。また、詳細事項は学則施行細則にて規定をしている。

<参考：学則>

(修了の認定、学習の評価)

- 第10条 学校長は定期試験及び臨時試験(論文・レポートを含む)、平素の学習状況、出席状況の3要素で評価する。評価はA・B・C・D・E・Fで行い、D以上で合格とする。但し、学校長が必要と認めた場合には、これら以外の表記で成績を表すことができる。その際の評価方法の詳細については別に定める。
- 2 教育課程の定めるところにより、定期試験の受験資格は、美容師科においては学科7割以上、実習8割以上、ヘアメイク科においては7割以上を出席していることとする。出席率に満たない場合は定期試験の受験資格を喪失しE評価とする。
 - 3 定期試験の方法は筆記試験、口頭試験、実技試験、論文あるいはレポートで行う。
 - 4 試験の欠席者には追試験を、不合格者には再試験をそれぞれ一度ずつ行う。
 - 5 外部実習に関しては総合的に評価を行う。
 - 6 GPA(グレート・ポイント・アベレージ)制度による評価については別に定める。

<参考：学則施行細則>

(試験の種類)

- 第7条 在学中の試験は定期試験、臨時試験(学年末試験含む)、追試験、再試験とする。

(定期試験)

- 第8条 定期試験は、授業を行った全科目について、各学期に一回実施する。
- 2 試験監督者に学生証の提示を求められた場合は、学生証を提示しなければならない。

(臨時試験)

- 第9条 授業担当教員が教育上必要と認めたときに定期試験以外に臨時で試験を行うことができる。臨時試験の評価は定期試験の一部として算入することがある。

(追試験)

- 第10条 定期試験及び臨時試験を欠席したが、本細則第6条に定める欠席扱いを免除した者には追試験を行い、評価は定期試験と同じとする。
- 2 追試験における評価が不合格の者は、その評価を「F」とする。
 - 3 試験監督者に学生証の提示を求められた場合は、学生証を提示しなければならない。

(再試験)

- 第11条 科目の評価が不合格(0点～59点)の者、もしくは私的事由により欠席した者については、試験を行い、60%以上を合格とし、その最高評価は「D」とする。
- 2 再試験の受験は各学期1科目について原則として1回限りとする。
 - 3 再試験における評価が不合格の者は、その評価を「F」とする。
 - 4 試験監督者に学生証の提示を求められた場合は、学生証を提示しなければならない。

(試験の日時・方法)

- 第12条 定期試験の日時及び方法は施行の2週間前までに公示する。
- 2 やむを得ない事情で試験に遅刻した場合は、試験監督の指示に従う。
 - 3 臨時試験、追試験、再試験を行う場合の日時及び方法は教務が随時発表する。
 - 4 欠席日数が学則に定める授業時間数の3分の1を超えるものは試験を受けることができない。

(遠隔授業)

- 第14条 条遠隔授業については、これを単位として認める。
- 2 前項の授業方法並びに科目履修に関する規定については別に定める。

(論文・レポート)

- 第15条 論文またはレポートを試験として課す場合は、所定の期日までに提出されなかった場合はその評価を「F」とする。

(不正行為)

- 第16条 試験において試験監督者が不正行為と判断した場合は、不正行為後のその学期の試験の受験資格を停止する。すでに受験が終了し修得した科目の評価は全て「D」評価とする。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

<参考：学則施行細則>

学則施行細則第13条にてGPA制度を活用することを規定している。

第13条 GPA制度とは

欧米の大学等で行う一般的な成績評価方法で、学生一人ひとりの履修科目の成績評価をグレート・ポイント(以下「GP」という。)に置きかえた平均を数値により表すものです。

GPA制度導入の目的

GPAは学生の成績を数値化し、客観的に把握するためのものです。学修成績全体の状況を把握し、学生の学習意欲の向上及び適切な修学指導に役立たせると共に、海外への留学や就職等、国際的な評価に対応させることを目的としています。

GPAの算出方法

GPAを算出する計算式は以下のとおりです。(GPAの算出は、小数点以下第3位以下を四捨五入するものとします。)

6段階評価の評点のGPAを下記のとおりとする。

実点数範囲	100点～90点	89点～80点	79点～70点	69点～60点	59点以下 または不合格	受験資格喪失
成績評価	A	B	C	D	F	E
GP	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0	0.0

6段階評価の対象外科目については、GPAポイントの対象外とし評価は下記のとおりとする。

評点	認定(合格)	認定せず(不合格)	出席不良(不合格)	他校で履修した単位の認定
評価	S	U	E	TC
GP	—	—	—	—

【GPA を算出する計算式】

$$\text{GPA} = \frac{\text{（該当授業科目の単位数} \times \text{各授業科目で得た GP）の合計} \cdots \cdots \text{①}}{\text{当該学期に評価を受けた各授業科目の単位数の合計} \cdots \cdots \text{②}}$$

$$\text{GPA} = \frac{\text{（該当授業科目の単位数} \times \text{各授業科目で得た GP）の合計} \cdots \cdots \text{①}}{\text{当該学期に評価を受けた各授業科目の単位数の合計} \cdots \cdots \text{②}}$$

（計算方法）

科目名	単位数	成績		GP
〇〇概論	2	95 点 (A)	4.0	8
××演習	4	80 点 (B)	3.0	12
△△研究	2	75 点 (C)	2.0	4
□□学	2	93 点 (A)	4.0	8
●●制作	4	76 点 (C)	2.0	8
■●企画	3	63 点 (D)	1.0	3
▲▲演習	1	57 点 (F)	0.0	0
合計	② 18 単位			43

$$\text{GPA} = 43 \div 18 = 2.39$$

客観的な指標の
算出方法の公表方法

HP にて掲載

<https://www.ybe.ac.jp/school/info#support>

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

学則にて卒業・修了について規程をしている。

<参考：学則規程>

(卒業・修了の認定)

第26条 教育課程の定めるところにより、美容師科は学年ごとに修了すべき教科課目について、履修認定の要件として、該当教科課目は法定授業時間数を出席していることおよび試験に合格している者に対して該当教科課目の修了を認定する。また、法定授業時間数を満たさない場合は不足時間数の補習を行う。

- 2 ヘアメイク科は学年ごとに修了すべき教科課目について、履修認定の要件として、該当教科課目の7割以上を出席していること、試験に合格している者に対して該当教科課目の修了を認定する。
- 3 学校長は前項の認定を行うため、学校長及び学校長が指名した者より構成される卒業進級判定会議を開催し、審査の上判定する。この場合、所定の教科課目及び所定の単位数または授業時間数を履修し、その成果が修了認定すべきものと認められる場合、卒業または進級認定をしなければならない。

<参考：施行細則>

(卒業・進級基準)

- 第 19 条 1つの学期ごとに全科目A～Dまでの評価を得た者は、必要単位数取得者となり、進級することができる。
- 2 卒業時まで全科目を履修し、学年ごとに必修単位数を取得し、学校長が適当と認めた者は卒業となる。
 - 3 不合格科目（E、F評価）が1科目でもある者は原則留年となる。
 - 4 前2項に定める卒業・進級の判定は、学校長が定める卒業進級判定会議において行なう。
 - 5 本校への学費等の納入金が所定の期日までに未納の者、及び所定の入学手続きが完了していないものは、卒業・進級ができない。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

HPに掲載

<https://www.ybe.ac.jp/school/info>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	横浜ベルエポック美容専門学校
設置者名	学校法人 東京滋慶学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.tokyo-jikei.ac.jp/information 「財務諸表」内にて公表
収支計算書又は損益計算書	https://www.tokyo-jikei.ac.jp/information 「財務諸表」内にて公表
財産目録	https://www.tokyo-jikei.ac.jp/information 「財務諸表」内にて公表
事業報告書	https://www.tokyo-jikei.ac.jp/information
監事による監査報告（書）	https://www.tokyo-jikei.ac.jp/information

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士	
衛生分野		衛生専門課程	美容師科					
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
2 年	昼	67 単位時間／単位	単位時間 17/単位	単位時間 20/単位	単位時間 30/単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位	
			単位時間／単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
160 人		54 人	0 人	7 人	27 人	34 人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 様式第 2 号の 3 【（3）厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の 1. を参照
成績評価の基準・方法
（概要） 様式第 2 号の 3 【（3）厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の 3. を参照
卒業・進級の認定基準
（概要） 様式第 2 号の 3 【（3）厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の 4. を参照
学修支援等
（概要） クラス担任制：有 個別相談・指導等の対応、長期欠席者への指導等の対応 保護者を含めた面談による指導

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
0 人 (%)	0 人 (%)	0 人 (%)	0 人 (%)
（主な就職、業界等）			
（就職指導内容）			
（主な学修成果（資格・検定等））			
（備考）（任意記載事項） 開校初年度のため該当者なし			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
54 人	0 人	0 %
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組) クラス担任制：有 個別相談・指導等の対応、長期欠席者への指導等の対応 保護者を含めた面談による指導		

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名		学科名		専門士		高度専門士	
文化・教養分野		文化・教養専門課程		ヘアメイク科					
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数			開設している授業の種類				
					講義	演習	実習	実験	実技
2 年	昼	114 単位時間／単位			単位時間 7/単位	単位時間 107/単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
					単位時間／単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数		専任教員数		兼任教員数		総教員数
160 人		39 人	0 人		3 人		19 人		22 人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 様式第 2 号の 3 【（3）厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の 1. を参照
成績評価の基準・方法
（概要） 様式第 2 号の 3 【（3）厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の 3. を参照
卒業・進級の認定基準
（概要） 様式第 2 号の 3 【（3）厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の 4. を参照
学修支援等
（概要） クラス担任制：有 個別相談・指導等の対応、長期欠席者への指導等の対応 保護者を含めた面談による指導

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
0 人 （ % ）	0 人 （ % ）	0 人 （ % ）	0 人 （ % ）
（主な就職、業界等）			
（就職指導内容）			
（主な学修成果（資格・検定等））			
（備考）（任意記載事項） 開校初年度のため該当者なし			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
39 人	0 人	0%
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組) クラス担任制：有 個別相談・指導等の対応、長期欠席者への指導等の対応 保護者を含めた面談による指導		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
美容師科	50,000 円	900,000 円	220,000 円	
ヘアメイ ク科	50,000 円	900,000 円	220,000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法	
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 前年度評価について、学校ホームページにて公開する予定。	
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)	
学校関係者評価委員会規定にて規定している (参考：学校関係者評価委員会規定)	
第10条	自己点検・評価結果について学校職員以外の関係者による評価を行うため、各校に学校関係者評価委員会を（以下「評価委員会」という）を置く。
2	評価委員会は、自己点検・評価結果の客観性・透明性を高め、学校の利害関係者の学校運営への理解促進や連携協力による学校運営の改善を目的とする。
(組織)	
第11条	評価委員会は、次に掲げる委員で組織する。
	(1) 理事及び評議員
	(2) 学校長
	(3) 副校長（または顧問）
	(4) 事務局長（または次長）
	(5) 教務部長
	(6) 学科長
	(7) 業界関係者
	(8) 高等学校関係者
	(9) 近隣関係者
	(10) 卒業生代表
	(11) 保護者代表
2	評価委員会は、理事会のもとに位置づける。
(任期)	
第12条	前条第7号から10号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2	委員は、再任されることができる。

3 第11号の委員は、在校生の卒業年次に係る年度まではその任にあたる。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
学校関係者評価を確実に実施し、開設年度の翌年度末までにその結果を公表するために委員の選任を行う		
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 開設年度の翌年度末までに評価を確実に公表する		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) HP に掲載予定。 https://www.ybe.ac.jp/school/info
